

幼児センター（保育園）入園に関する留意事項

1. 入園申込みについて

入園を希望される場合は、「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書」及び「幼児センター入園申込書」を提出していただきます。（4月～3月までの入園期間のため、希望する毎年度の申請となります。）

2. 幼児センター（保育園）開園時間について

「支給認定申請」において、「保育短時間（8時間まで）」及び「保育標準時間（11時間まで）」と区分されておりますが、様似町立幼児センター（保育園）の保育時間は、午前8時～午後4時までとなっております。就労の終業時間が午後4時以降で、時間内にお迎えに来られない家庭のみ最長午後6時まで保育いたします。（「延長保育」に係る保育料については、新たな負担は生じません。）

利用時間	支給認定申請書	入園申込書	早朝・延長保育申込書
午前8時～午後4時	保育短時間	②短時間保育	提出しない
午前7時30分～午後6時	保育標準時間	③標準時間保育	提出する

3. 傷病等のお迎えについて

幼児センターでは、常に安全な保育に努めておりますが、急な発熱や思いがけないケガなども考えられます。

緊急の場合は、保護者又は緊急連絡先に連絡いたしますので、速やかにお迎えに来ていただくようお願いいたします。

土曜日通常どおり開園いたします。
(土曜日保護者が就労している世帯のみです)

4. 保育料について

(3～5歳児は無償化しています。※副食費（給食費）も無償化しています。)

(1) 保育料は、入園する前年度（4月から8月分保育料）と、入園する年度（9月から3月分保育料）の町民税所得割額を基本に、保育料表の階層区分により決定されます。（同封の「別表第2利用者負担額徴収基準額表（保育認定（3号給付）」をご覧ください。）

(2) 保育料の納付方法は次の2通りとなります。

①お手元から納付する場合

「保育料納入通知書」により、指定の金融機関にて毎月15日までにお支払願います。「納入通知書」は入園式の際にお渡しします。

②口座振替及び自動払込み（ゆうちょ銀行）による場合

金融機関からの口座振替及びゆうちょ銀行の自動払込みをすることもできますので、納め忘れがなく安心です。（毎月15日振替）

【裏面に続きます】

③新規に口座振替の手続きをする場合

- 新規にご希望の方は、同封の「保育料口座振替及び自動払込み希望届」を、入園申込書と一緒に幼児センター事務担当へ提出してください。（後日、金融機関へ「口座振替依頼書」を提出していただきます。）
- これまで口座振替または自動払込み（ゆうちょ銀行）をされていたかたについては、特に変更の申し出がない場合、令和3年度と同様に口座振替または自動払込み（ゆうちょ銀行）を継続させていただきます。

(3) 減免制度について

幼児センター（保育園）の保育料について、小学校3年生までの範囲（第2階層区分以上の世帯）において、第2子については半額の軽減となり、第3子以降が無料になります。

なお、「年齢制限」の撤廃及び「3歳未満児で第2子目以降無料」の減免制度が設けられており、該当する階層は次のとおりです。

年齢制限が無い階層	第4－3階層まで
3歳未満児2人目以降無料の階層	第5－5階層まで

また、月の初めから末日まで病気やケガによりお休みした場合、減免制度があります。

5. 退園・転居・転職等について

次のような場合は、幼児センターへ届出書等を提出してください。

(1) 就労状況の変更等

当初の「支給認定」申請後において、就労しなくなった事等により「保育に欠けない状態」となった場合には、「支給認定」の変更手続きが必要となります。

また、「就労証明書」は、「保育認定」に必要な書類です。記載内容に偽り（就業もしていないのに虚偽の内容で記載する等）があった場合、保育の実施（入園）を解除する場合があります。

(2) 休園又は退園

「休園届」又は「退園届」を幼児センターへ提出していただきます。

(3) 保育内容変更届

住所、家族構成に変更等があった場合は、速やかに保育内容変更届などの関係書類を幼児センターへ提出していただきます。

様似町立幼児センター 電話番号（36－3521／36－2203）